平成２７年（フ）第１１２１号
千葉県浦安市当代島１丁目20番26号　はねだコーポ（205）
債務者　三瓶　文子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３５号
千葉市中央区塩田町575番地３　コーポグリーンＤ104号
債務者　佐藤　英行
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５１号
千葉県船橋市藤原１丁目23番５号　インペリアルⅠ－106号
債務者　吉野　正矩
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０３号
山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｅ－１号室、前住所山梨県北杜市高根町東井出4986番地1086
債務者　平澤　要一
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｅ－１号室、旧住所神奈川県藤沢市みその台７番17号
債務者　平澤　敦子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
山梨県甲府市和戸町920番地　５－705号
債務者　中嶋　英一
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
山梨県甲府市和戸町920番地　５－705号
債務者　中嶋　孝子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
長崎県長崎市出雲１丁目10番３号　メイゾン山口204号
債務者　松尾　春香
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
長崎県島原市門内町丙912番地１、前住所長崎県島原市柏野町3233番地１　桝田借家６号
債務者　上田　由美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
長崎県南島原市加津佐町戊1885番地１
債務者　大村　和代
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
熊本県玉名市岱明町下前原414番地３
債務者　外山　雅晴
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市滝の原２丁目３番８号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ滝の原201号
債務者　東日本総合保険こと　石﨑　正**德**
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目４番25号　緑コーポ201　國分徹方、住民票上の住所栃木県真岡市台町３番地６
債務者　蕎麥田千代子（旧姓國見）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２９号
東京都練馬区大泉町４丁目34―20―106
債務者　反田　盟子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９号
東京都練馬区下石神井２丁目34－５－101
債務者　中島　勝子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２号
東京都町田市小野路町1010－１　コムハイツⅡ－105
債務者　長谷川三津子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６号
東京都町田市金森４丁目８－１－104
債務者　齋藤　　衞
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部